

監 査 公 表

静岡市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、静岡市長等から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和2年6月10日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	白 鳥 三和子
同	山 根 田鶴子
同	山 本 彰彦

記

1 平成30年度定期監査

(1) 職員被服貸与規則の取扱いの不備について〔人事課〕

【指摘事項】

事務服の貸与については、市職員被服貸与規則に基づいて行われるべきものであるところ、旧静岡市と旧清水市の合併に伴い、平成16年度の総務部長決裁「被服貸与の取り扱いについて」により、当面貸与しないこととし、廃止を含め今後も検討を要すべき事項とするの方針を決定していた。しかし、秘書課所属の女性職員に対しては、秘書課からの貸与依頼書に基づいて事務服を貸与しており、平成30年度は在庫がなかったために新たに購入していた。

このように、事務服の貸与についての取扱いが一貫していない上、そもそも合併に伴う被服貸与の在り方が正式に決まらないまま現在にまで至り、本来あるべき同規則の整備が行われないまま内部決裁手続のみを根拠として10年余の期間を経過している状態は不正常であるから、速やかな是正・改善を求める。

【措置の状況】

一般事務職員への事務服の貸与については、平成15年度の旧静岡市と旧清水市の合併に伴い、平成16年度の総務部長決裁「被服貸与の取り扱いについて」により、当面貸与しないこととし、廃止を含め検討を要すべき事項としていましたが、それ以降、一部業務を除き貸与していない状況が長年続いていたにもかかわらず、事務服の取扱いについて当面貸与しないとしたまま、その後の方針を決定しなかったことが取扱い不備の原因であるため、現状での必要性を再度考慮し、一般事務職員の事務服について、別表から削除し、作業着等については実情に合わせた貸与ができるよう静岡市職員被服貸与規則を改正し、令和元年10月28日付で施行するとともに、平成16年度の総務部長決裁での取扱いを廃止しました。

(2) 委託契約における規定の不備について〔障害福祉企画課〕

【指摘事項】

民法上の準委任契約においては、業務に従事させる人員の配置や段取りは受託者の裁量に委ねられることとなるため、委託料は業務への従事者数にかかわらずあらかじめ契約により定められた金額となるべきものであるが、障害者等相談支援業務の委託契約では、受託者の職員の配置状況に応じて委託料を精算する規定及びそれに伴い委託料を概算払とする規定が設けられていた。このような規定を設けることは、当該業務が委託ではなく人材派遣業務と受け取られかねないこととなるため不適切である。

この点について、障害者福祉課からは、相談件数の増加など避けられない事由により業務を仕様書に定められたとおり実施できない場合を想定して精算規定を設けているとの回答があったが、その場合には適時に受託者と協議の上変更契約を締結して対応すべきものであるから、概算払・精算の方法をとる理由としては認められない。

【措置の状況】

令和元年度の障害者等相談支援業務の委託契約において、仕様書及び契約書中の概算払を前金払に改めましたが、精算規定は残ったまま委託契約を行っていました。そのため、令和2年度の障害者等相談支援業務の委託契約において、契約書から精算規定を削除し、人材派遣業務と受け取られかねない表現を見直しました。

なお、本件以外の委託契約を確認したところ、不適切な精算規定はありませんでした。

今回の指摘は、委託契約に関する認識が不十分であったことが原因であるため、指摘内容を踏まえ、e-net 掲示板に掲載中の委託業務等契約及び各種契約事務マニュアルをテキストとして、労働者派遣契約と混同しないために記載すべきではない項目などについて、課内研修を実施しました。

今後も、契約事務の際には、委託業務等契約及び各種契約事務マニュアルの内容を踏まえ複数で内容確認を行うとともに、新規の契約にあたっては契約課にも確認を行うなど、再発防止に努めてまいります。

2 令和元年度学校監査

理科準備室の薬品管理について（3件）〔学校教育課〕

【指摘事項】

<城北小学校、梅ヶ島小学校、梅ヶ島中学校>

理科薬品に係る適正な管理について、教育委員会の通知では、薬品取扱責任者や薬品保管庫鍵管理責任者、毒物・劇物保管庫の鍵の管理方法などを明文化した『理科薬品管理体制』と題する書面を作成し、使用者全員に周知することとされているが、記載の3校では、当該書面が作成されておらず、使用者全員に周知されていなかった。

【措置の状況】

ア 教育委員会が指摘のあった学校を訪問し、『理科薬品管理体制』の文書が作成され、薬品管理簿に綴られていることを確認しました。また、管理体制等について、職員会議等において使用者全員に周知していることを教頭からの聞き取りにより確認しました。(令和2年1月23日)

イ 『理科薬品管理体制』の作成と周知の徹底を図るため、全小中学校に『静岡市理科薬品管理・点検表』及び『理科薬品管理体制』の文書を教育委員会に提出させ、全校において適正な管理体制が取られていること及び周知徹底を図ったことを確認しました。(令和2年2月4日)

ウ 令和2年4月16日に全小中学校あてに理科薬品の点検及び適正な管理体制に関する通知を行い、令和2年度の管理体制の整備及び使用者への周知について徹底を図るとともに、教育委員会による全校対象の訪問指導において、理科薬品の管理状況について現地確認を行う予定です。(令和2年4月16日)

3 令和元年度指定管理者監査〔静岡市西ヶ谷総合運動場及び静岡市清水総合運動場（スポーツ振興課、公益財団法人静岡市体育協会）〕

(1) 指定管理料の精算誤りについて

【指摘事項】

本件の指定管理業務については、指定管理者を募集する際の仕様書において、修繕料については、当該仕様書に定める額（19,635千円）を上限として、毎年度精算することとされている。また、市会計規則第85条第3項の規定によれば、概算払を受けた金額に残額があるときはこれを返納することとなっている。

ところが、所管課は、平成30年度の指定管理料の精算をするに当たり、月ごと、施設ごとの区分に応じ、各区分ごとに千円未満の端数を切り上げて計算して集計した結果を基礎として行った上、前記上限額と同額の支払額があったものとして修繕料を同額精算する取扱いをしていた。

本来、本件の修繕料は、実施した個別の修繕業務を1円単位で集計した19,625,721円とすべきものであり、前記の上限額と同額で精算された本件指定管理料は、9,279円の返納が必要となるものである。

【措置の状況】

指定管理料のうち、修繕料の精算が誤っていた原因は、本来、実施した個別の修繕業務を1円単位で集計すべきところ、月ごと、施設ごとの区分に応じ、区分ごとに千円未満の端数を切り上げて集計したためであり、平成30年度指定管理料の修繕料の上限額である19,635,000円から、実施した個別の修繕業務を1円単位で集計した19,625,721円を差し引いた額である9,271円の返納を指定管理者へ求めることとしま

す。また、再発防止策として、当該事項について係内研修を実施しました。

(2) 指定管理者の募集に関する事業決裁手続の不備について

【指摘事項】

「指定管理者制度の手引」（以下「手引」という。）によれば、所管課は、指定管理者の募集の条件に係る審議結果に関する通知を受け取った後に、募集に係る事業決裁手続をとることとなっており、当該決裁において、募集の方法（公募・非公募）のほか、非公募とする場合にあってはその理由などを明記することとなっている。

しかし、本件指定管理業務においては、この事業決裁手続がとられないまま事務が進められていた。

【措置の状況】

指定管理者の募集に関する事業決裁手続に不備があった原因は、「静岡市指定管理者制度の手引」に沿った手続を失念したためであり、今後、指定管理者の募集の条件に係る審議結果に関する通知を受け取った際は、手引に沿って、募集に係る事業決裁手続をとることとします。また、再発防止策として、手引の該当箇所について係内研修を実施しました。

(3) 協定書の不備について

【指摘事項】

手引によれば、指定管理業務に関する協定書は市と指定管理者との間で細部を一致させるために締結するものであり、指定管理者が作成する事業計画書などについての両者の認識を一致させるものであるとされている。さらに、事業計画書には、募集時に示した仕様書の内容がすべて含まれていなければならないが、そうでない場合には、事業計画書に当該仕様書を添付することでこれを補っても差し支えないこととされている。

しかし、本件の指定管理業務に係る事業計画書には、募集時の仕様書に記載されている事項のすべてを網羅していないにもかかわらず、当該仕様書の添付によりこれを補うこともされていなかった。その結果、想定される損害賠償に対応できるよう指定管理者に保険に加入することを求める条項や利用料金の減免に関する条項など、双方の合意内容の重要な要素を本件協定書の内容により確認することができない状態となっていた。

【措置の状況】

事業計画書に仕様書の内容が全て含まれていなかった原因は、「静岡市指定管理者制度の手引」に沿った手続を失念したためであり、令和2年度以降、事業計画書を作成する際は、手引に沿って、事業計画書に仕様書を添付し、協定を締結することとしま

す。また、再発防止策として、手引の該当箇所について係内研修を実施しました。

(4) 事業報告（年度報告）の不十分な確認及び不適正な年度評価について

【指摘事項】

手引によれば、市は、指定管理者制度を導入した施設の一層の効率的な活用などを目的として、毎年度終了後に指定管理業務の履行状況などを評価することとされており、当該評価は、定期報告と同様に指定管理者から求めた報告をチェックリストにより評価し、その確認結果を基に検査結果報告書を作成することとされている。また、指定管理者は当該報告の際、収支状況報告書及び財務諸表を添付することとされている。

これらの手続について、本件の指定管理業務には、次の3点の不備が見られた。

① 実施状況の確認の不備

手引に定めるチェックリストが作成されておらず、これを用いた所管課による実施状況の確認が行われていなかった。

② 検査結果報告書の未作成

手引に定める検査結果報告書の作成が行われていなかったことにより、所管課が行った年度報告の確認が不十分なものとなっていた。

③ 収受書類の不足とそれに伴う評価の不備

指定管理者から収受する書類のうち、手引に定める収支状況報告書及び財務諸表が提出されていなかったばかりでなく、所管課は、その提出を促すこともせず、また、これらの書類が不足している状態のままであったにもかかわらず、年度評価における経理状況の評価を「適切に執行されていた」としていた。

【措置の状況】

① チェックリストが作成されていなかった原因は、「静岡市指定管理者制度の手引」に沿った手続を失念したためであり、今後は「静岡市指定管理者制度の手引」に定めるチェックリストを作成し、当該チェックリストを用いて事業報告（年度報告）の確認を行うこととします。また、再発防止策として、手引の該当箇所について係内研修を実施しました。

② 検査結果報告書が作成されていなかった原因は、「静岡市指定管理者制度の手引」に沿った手続を失念したためであり、今後は「静岡市指定管理者制度の手引」に定める検査結果報告書（様式第24号）を作成することとします。また、再発防止策として、手引の該当箇所について係内研修を実施しました。

③ 事業報告書及び当該報告書に添付する資料（収支状況報告書、財務諸表など）が未提出であった原因は、指定管理者に対し、当該書類の提出を促さなかったためであり、今後は「静岡市指定管理者制度の手引」に定める事業報告書（様式第22号）及び当該報告書に添付する資料（収支状況報告書、財務諸表など）を指定

管理者に求め、それを基に年度評価を実施することとします。また、再発防止策として、手引の該当箇所について係内研修を実施しました。

(5) 保守点検業務に係る第三者委託の手續の不備について

【指摘事項】

手引によれば、指定管理者のみでは実施が困難と認められる業務については事前に市の承認を得ることや募集時の仕様書で示すことなどによりその一部を第三者に委託することができることとされており、この場合には、指定管理者は委託手續が終了した後に所定の書式により委託状況を市に報告することとされている。

しかし、西ヶ谷総合運動場で実施された「屋内プール内身体障害者用水浴介助装置保守点検業務」については、募集時の仕様書において「その他必要となる点検業務」を第三者委託することができる旨の記載はあるものの、当該業務が第三者委託の対象となることは明示されていなかった上、指定管理者からの委託手續終了後の報告もなされていなかった。

【措置の状況】

西ヶ谷総合運動場で実施された第三者委託業務である「屋内プール内身体障害者用水浴介助装置保守点検業務」が、募集時の仕様書において第三者委託の対象となることが明示されていなかった原因は、「静岡市指定管理者制度の手引」に沿った手續を失念したためであり、今後は仕様書において当該業務が第三者委託の対象となることを明示することとします。また、市として、第三者委託をすることができる業務を仕様書に漏れなく記載するよう、確認することができるチェック体制を整えるとともに、指定管理者に対し、委託手續が完了した後に、様式第 32 号により第三者への委託状況について市に報告するよう指導しました。さらに、再発防止策として、手引の該当箇所について係内研修を実施しました。